

## 質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.8 8-2-3 対面通行規制	対面通行規制実施期間として下り線が令和6年6月29日まで50日間、上り線が令和6年10月24日までの61日となっております。 上り線と下り線の同規模な工事でも11日の差があります。 施工後交通運用切替工が予定されてもおりますが、同規模の橋梁の施工期間としては、大きな差異があると思います。 期間の延長は可能でしょうか。	対面通行規制可能期間は、特記仕様書8-2-3に記載のとおり、下り線は、令和6年5月10日～令和6年6月29日の51日間でありその内、解放日数は2日間となります。 上り線は、令和6年8月28日～令和6年10月24日の60日間でありその内、解放日数は11日間となります。 したがって、上り線及び下り線での対面通行規制可能期間はそれぞれ49日間を想定しております。 なお、期間の延長は原則行わないものとお考えください。
2	特記仕様書 P.9 8-2-3① 片側2車線または上下線各2車線を確保	床版取替施工区間の交通開放日が設定されております。 解放以降に床版撤去を行う部分について、事前の壁高欄撤去、ガードレール撤去、床版切断等の撤去作業は可能でしょうか。	施工方法については貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	特記仕様書 P.9 8-2-3① 片側2車線または上下線各2車線を確保 設計図面 上下線交通運用工 16～20/59 対面交通計画標準横断図	解放時の橋面の規制材としては対面交通計画標準横断図にあるカラーコーン程度でしょうか。 解放時の床版取替施工範囲の解放可能な状態を教えてください。	解放時の橋面の規制材については、「設計図 上下線交通運用工」(1～15/59)の移動式防護柵となります。 なお、移動式防護柵の設置・切替・撤去は別工事にて実施を予定しております。 また、床版取替施工範囲の解放可能な状態は、「設計図 上下線運用工」(32～34/59、45～52/59)に示す状態を想定しております。
4	特記仕様書 P.24、27、32 25-5 アスファルト舗装改良工 25-6 床版防水工 25-11 路面切削工	防水工と舗装の施工順序として、床版取替部分は床版防水→表層工D→(交通開放)→路面切削→橋梁レベリング工→表層工Bでしょうか。	防水工と舗装の施工順序としては、床版取替部分にアスファルトコンクリート表層工Dを施工し一時交通開放をし、その後、路面切削工A 1、床版防水工A、アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工、アスファルトコンクリート表層工Bを行います。
5	特記仕様書 P.32 25-11 路面切削工	上記工程の場合、防水層を破損する可能性があるため、仮舗装の完全撤去は困難と判断しますが、記述の通り撤去でしょうか。また防水を再度施工することは可能でしょうか。	回答No.4に記載のとおりです。
6	特記仕様書 P.8～9、50 25-25 床版の詳細設計 8-2-3 対面通行規制	三室沢橋の詳細設計によって、交通開放計画や交通対面実施期間に変更が生じると考えます。 施工計画を検討していく中で実施期間等について協議は可能でしょうか。	特記仕様書8-2-3 対面通行規制に示す条件の変更は不可です。